

## 居住支援法人パラレル 事業計画書

### 1 居住支援業務の期間

2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

### 2 居住支援業務の具体的内容及び実施方法

#### ○ 支援業務を行う区域

- ・ 静岡市（令和 8 年 5 月 31 日まで）
- ・ 三島市・沼津市・伊豆の国市・裾野市・函南町・長泉町・清水町

#### ○ 支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲

低所得者、被災者、高齢者、障害者、子ども（18 歳未満）を養育している者、外国人、生活困窮者、国交大臣が指定する災害の被災者、妊婦のいる世帯、新婚世帯、児童養護施設退所者、LGBT、UIJ ターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者。

#### ○ 支援業務の具体的内容及び実施方法

##### ア 登録住宅に入居する住宅確保要配慮者への家賃債務保証（法第 42 条第 1 号）

- ・ 実施形態／登録を受けた家賃債務保証業者と連携を図る。
- ・ 具体的な内容、実施方法

ケースごとのニーズに合う家賃債務保証業者を探し、マッチングを図る。

##### イ 賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談その他の援助（法第 42 条第 2 号）

- ・ 実施形態／実施する。

具体的な内容、実施方法

- ① 電話などを通じて相談を受け付け。
- ② 相談者の希望や置かれている状況に応じ、訪問などの方法で情報収集を行う。
- ③ 確認できた情報に基づき、不動産関係事業者などと連携し、物件の情報収集やマッチングを行い、必要に応じて内覧などに同行し支援する。
- ④ 必要に応じて契約などにも同行、立ち会いを行う。

##### ウ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する情報提供・相談その他の援助（法第 42 条第 3 号）

- ・ 実施形態／実施する。
- ・ 具体的な内容、実施方法

- ① 入居者の状況や要望に応じ、随時ないしは月 1 回程度の訪問や電話、機器設置などによる見守りを行う。
- ② 必要に応じて入居者が必要としているサービスなどの情報提供や支援者との連携をはかり、居住継続のための支援等を提供する。

参考様式3号

3 対価を得て行う場合、その居住支援業務の内容、対価、提供の条件

①	内容	当該事業無し
	対価	
	提供の条件	

※適宜行を追加

4 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供

(自社ホームページへの掲載など)

法人ホームページへの掲載、SNS への掲載  
 行政窓口等へのチラシ等の設置  
 介護・障がい等の支援窓口への周知・連携 等

5 地方公共団体、居住支援協議会、不動産関係事業者及び福祉関係機関等との連携

(居住支援協議会や研修会への参加など)

地方公共団体との勉強会等の共同開催  
 居住支援協議会への参加、意見交換会等への参加・交流

6 居住支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に資する事項

(居住支援協議会や研修会への参加など)

居住支援協議会への参加  
 関係機関や、定められた研修会などへの参加

7 事業計画等の公表の方法

(自社ホームページへの掲載など)

法人ホームページへの掲載